

東京高裁へ提出した意見書の概要

2022年4月10日（日）

@安積総合学習センター

弁護士 大河陽子

意見書の目次

- 第1 我々は、なぜこのような意見書を提出するのか。
- 第2 福島第一原発事故による深刻な被害
- 第3 長期評価の信頼性
- 第4 福島原発事故は事前の津波対策によって結果を回避することができた
- 第5 東電内部において、被告人らが、津波対策を講ずる契機はいくども存在した
- 第6 津波対策先送り方針後の先送り方針見直しの契機となり得た事実
- 第7 各被告人の無策を厳しく追及した東京地裁8部の裁判官たち
- 第8 独立した司法の誇りにかけて、歴史に残る判決を

**第1 我々はなぜこのような意見書を提出
するのか。**

この意見書の意義

- 前回の第2回刑事控訴審期日

指定弁護士が請求した濱田氏、島崎氏、渡辺氏の調書、尋問、現場検証がいずれも認められなかった。



- 被害にあった住民が東電や国を被告とする損害賠償請求訴訟
- 東電役員の刑事責任を明らかにするための刑事訴訟
- 東電役員の民事責任を明らかにする株主代表訴訟
- これらの訴訟で明らかになったことを盛り込んだ意見書でもあり、刑事の第一審で取り調べた証拠でも十分に被告人らの責任を認定できることも示す意見書。

最高裁が4月、5月に口頭弁論を開く

• 東電の責任について

最高裁は、本年3月4日、仙台高裁判決(生業訴訟)と東京高裁判決(前橋)、東京高裁判決(千葉)の3件について東電による上告を棄却。

また本年3月30日には、高松高裁判決(松山)についても東電による上告を棄却。

生活基盤の変化や「ふるさと」を失った損害などとして、いずれも原発事故の賠償に関する国の基準を上回る慰謝料の支払いを命じていた高裁判決が確定した。

• 国の責任について

国に責任ありとする高裁判決が3つ

①仙台高裁判決, ②東京高裁判決(千葉), ③高松高裁判決

国に責任なしとした高裁判決が1つ

東京高裁判決(前橋)

最高裁は、本年4月と5月に、各訴訟について、国と住民側双方の主張を聞く弁論を相次いで開くことを決めた。弁論を踏まえ夏前には統一的な判断を示すと報道されている。

東電と国を断罪した 仙台高裁生業訴訟・上田判決

「たとえば、この対策見送りの決定の後、(高尾は)『確かに、WGの阿部先生や今村先生等、津波評価部会の首藤先生、佐竹先生等に対する説明内容は思い浮かびますが、世間(自治体、マスコミ……)がなるほどと言うような説明がすぐには思いつきません。』と記載し、東電の内部メールにおいて、(酒井は)「推本は、十分な証拠提示せず、『起こることが否定できない』との理由ですから、モデルをしっかりと研究していく、でよいと思いますが、869年の再評価は津波堆積物調査結果に基づく確実度の高い新知見ではないかと思い、これについて、『さらに電共研で時間を稼ぐ、は厳しくないか?』と記載していたことなどが認められる。」

「2008年7月の対策先送りを東電土木グループの酒井氏が同業他社に知らせたメールにある『いくらなんでも、現実問題での推本即採用は時期尚早ではないか』という表現に端的に現れているように、東電が、『長期評価』の見解や貞観津波に係る知見等の、防災対策における不作為が原子炉の重大事故を引き起こす危険性があることを示唆する新たな知見に接した場合に、その知見を直ちに防災対策に生かそうと動くことがないばかりか、その知見に科学的・合理的根拠がどの程度存するのかを可及的速やかに確認しようとすることすらせず、単にその知見がそれまでに前提としていた知見と大きな格差があることに戸惑い、新たな知見に対応した防災対策を講ずるために求められる負担の大きさを恐れるばかりで、そうした新たな防災対策を極力回避しあるいは先延ばしにしたいとの思惑のみが目立っているといわざるを得ない。」

「このような東電の姿勢は、原子力発電所の安全性を維持すべく、安全寄りに原子力発電所を管理運営すべき原子力事業者としてはあるまじきものであったとの批判を免れないというべきである。」

(判決152頁)

第2 福島第一原発事故による深刻な 被害

双葉病院事件 東京地裁での証拠調べで十分に立証



「東京電力福島第一原発事故対応におけるDMATの活動」より抜粋

第3陣の避難(3月15日)

救助作業中に「線量計の音が鳴る間隔がどんどん短くなり、放射線の塊が近づいてくるような感覚だった。」

医師免許を持った自衛官が「もう限界だ」と叫び、すぐに病院を出発するよう指示した。

指定弁護士

「地震と津波だけなら、亡くなっていたと思いますか。」

病院職員

「双葉病院には使える医療器具や薬品が残っていました。原発事故がなければ、病院で治療を続けることができました。」

東京高裁判決(千葉)

「避難指示等により避難生活を余儀なくされた者は、慣れ親しんだ生活の本拠を離れて不慣れな場所での生活をせざるを得なくなり、それによる不便や困難を甘受しなければならなくなった上、生活の場所が暫定的であるため、本来の生活の本拠での生活に戻れるのか、戻れるとしても何時になるのかが不透明であることによる不安感や焦燥感を抱いたものと認められ、これらによる精神的苦痛を被ったと認められる」

「居住地からの避難を余儀なくされた者は、居住地周辺の多くの住民が相当長期にわたって避難すること等により、生活物資の調達から、周辺住民との交流、伝統文化等の享受に至るまでの様々な生活上の活動を支える経済的、社会的、文化的環境の生活環境がその基盤から失われた場合や、居住地周辺がある程度の復興を遂げたとしても、生活環境がその基盤から大きく変容した場合には、それまで慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなり」

原発震災

石橋克彦神戸大学名誉教授(地震学)

1997年に原発震災を警告していた。

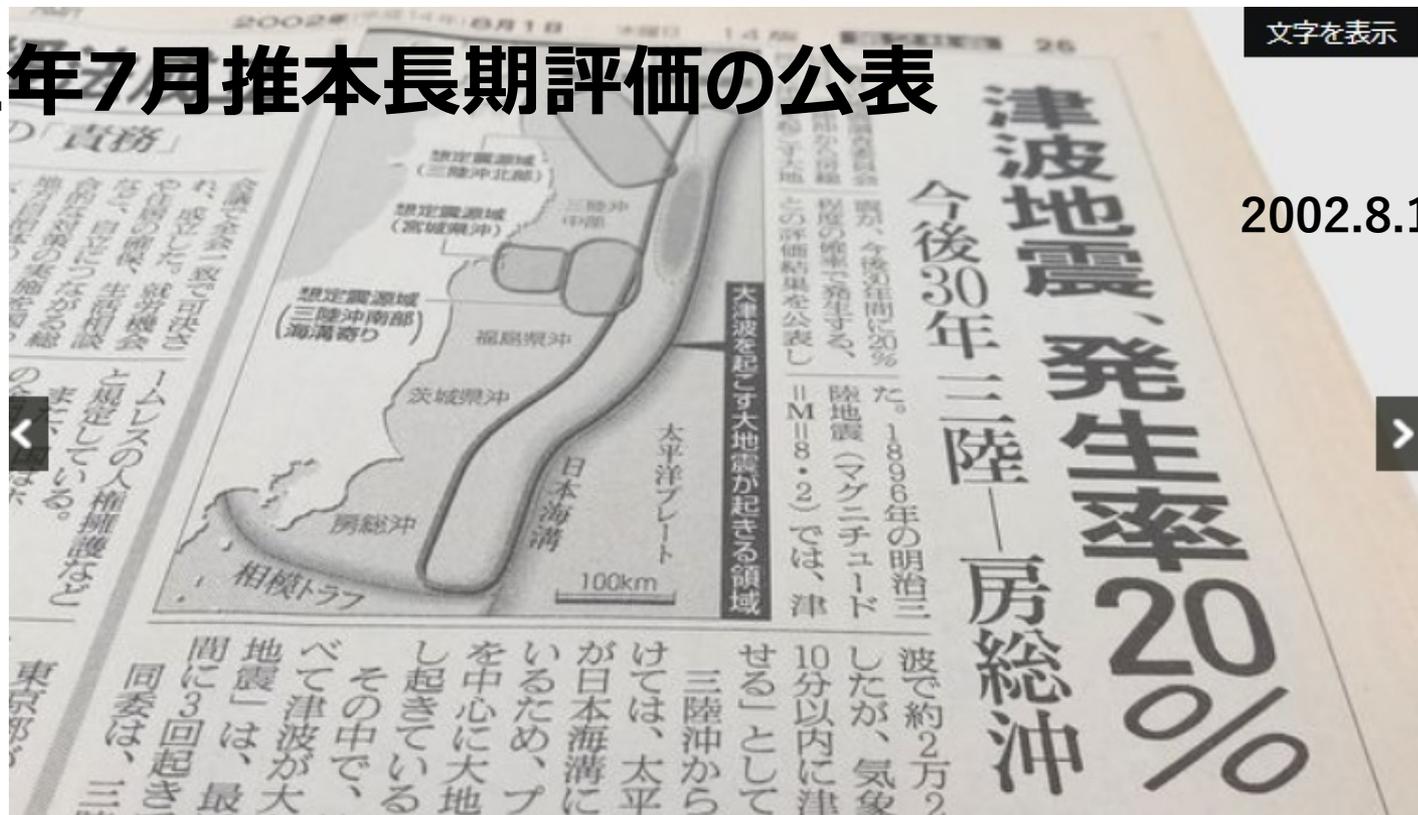
「いっぽう震災時には、原発の事故処理や住民の放射能からの避難も、平時にくらべて極度に困難だろう。つまり、**大地震によって通常震災と原発災害が複合する“原発震災”が発生し、しかも地震動を感じなかった遠方にまで何世代にもわたって深刻な被害を及ぼすのである。膨大な人々が二度と自宅に戻れず、国土の片隅でガンと遺伝的障害におびえながら細々と暮らすという未来図もけっして大袈裟ではない。**」

(石橋克彦「原発震災—破滅を避けるために」(岩波書店「科学」1997年10月)。「原発震災」は石橋教授の造語である。)

第3 長期評価の信頼性

2002年7月推本長期評価の公表

文字を表示



・2002年に地震調査研究推進本部の長期評価が公表され、東北地方から房総沖にかけての日本海溝沿いでM8クラスの津波地震が400年間に三回という、かなり高い確率で発生することが明らかにされていた。

・この長期評価は公表時に大きく報道されており、この地域で、原発事業を営む電力企業のトップである被告人らは、このような報道に接して、十分な対策が採られているかを部下にただし、必要な対応を指示することは当然のステップのはずであった。

地震本部の役割

地震本部は、1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災を契機に、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するために設置された。

都司・島崎氏は、地震調査研究推進本部の設立の趣旨について、以下のように指摘している。

「阪神・淡路大震災の反省、すなわち**それまで地震調査研究の内容が一般の方や防災関係者に伝わっていなかった**ということの反省から、地震本部が作られ、**地震調査研究の内容がすぐに一般の方や地震防災関係者に伝わるようになった**」(甲102の1(島崎)40頁, 同趣旨として25頁)

「阪神淡路大震災の直後に、**国全体として地震ないし津波の災害に対する対策を立てなきやいけない、見解をまとめなきやいけない**ということで発足いたしました」(甲108の1(都司)83項)

長期評価は防災を目的とした国の公的見解

地震本部

・政策委員会

地震に関する観測，測量，調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策の立案，関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整，地震に関する総合的な調査観測計画の策定，調査観測計画による評価に基づく広報を行うため，調査審議をする

・地震調査委員会

地震に関する観測，測量，調査または研究を行う関係行政機関，大学等の調査結果等を収集し，整理し，及び分析し，並びにこれに基づき総合的な評価を行う委員会

長期評価は防災を目的とした国の公的見解

地震調査委員会

↑ 海溝型地震の長期評価案の審議結果の報告

長期評価部会

地震学, 測地学, 地形学や地質学などの専門家によって構成され, これまでに発生した地震活動の地域的な特徴を明らかにするとともに, 将来における地震発生の可能性の評価を行うことを目的とする部会である。様々な調査・研究で得られた成果を利用して, 地震の発生した位置, 発生間隔, 過去の地震の履歴, 次の地震の規模や一定期間内に発生する権率などの発生可能性を評価する, いわゆる長期評価を行う部会。

↑ 海溝型地震の長期評価案を提出

海溝型分科会

プレートの沈み込みに伴う地震である海溝型地震を対象とする長期評価を行う分科会である。やはり地震学, 測地学, 地形学や地質学などの専門家によって構成されている。

長期評価に信頼性があること

- ・「長期評価」の策定には多くの地震, 津波の専門家が関わっていること
- ・「長期評価」は専門分野の異なる多数の専門家が議論し, 異論を検討した上とりまとめられている
- ・過去に日本海溝寄りで発生した3つの津波地震について
 - 1611年慶長三陸地震が三陸沖海溝寄りで発生した津波地震であること
 - 1677年延宝房総沖地震が日本海溝寄りで発生した津波地震であること
 - 1896年明治三陸地震が日本海溝寄りで発生した津波地震であること
- ・津波地震の発生領域区分の合理性
- ・「長期評価」の改訂においても結論は変わっていないこと
- ・津波評価部会の重みづけアンケート

多くの裁判例は「長期評価」による津波の予見可能性を認めている

- ①前橋地裁平成29年3月17日判決(判時2339号4頁)
- ②千葉地裁平成29年9月22日判決
- ③福島地裁平成29年10月10日判決
- ④京都地裁平成30年3月15日判決
- ⑤東京地裁平成30年3月16日判決
- ⑥横浜地裁平成31年2月20日判決
- ⑦千葉地裁平成31年3月14日判決
- ⑧松山地裁平成31年3月26日判決
- ⑨名古屋地裁令和元年8月2日判決
- ⑩山形地裁令和元年12月17日判決 判例時報2450・2451合併号113頁
- ⑪札幌地裁令和2年3月10日
- ⑫仙台高裁令和2年3月12日判決 判例時報2467号27頁
- ⑬仙台地裁令和2年8月11日判決
- ⑭仙台高裁令和2年9月30日判決
- ⑮東京高裁令和3年2月19日判決
- ⑯福島地裁いわき支部令和3年3月26日判決
- ⑰福島地裁郡山支部令和3年7月30日判決

「長期評価」は常識的な評価であること

「地震学の巨人」や「地震学の神様」とも称される金森博雄氏

2005年(平成17年)11月に東海大学地震予知研究センターで行った講演で、福島県沖以南の日本海溝寄りの領域において、1896年の三陸の津波地震のようなものが起こることを述べていた(甲695・14頁)。

2006年(平成18年)に発表した論文でも、やはり同様の領域で巨大津波地震が起こることを示唆した(甲918の1・2)。

2010年に発表した論文では、三陸以南の沈み込み帯の津波の可能性について、過去の経験にとらわれず特別な注意を払う必要があると警告された(甲703別紙5, 甲710)。

このような世界的に著名な地震学者においても、「長期評価」と同様の考え方を前提としている。「長期評価」のように、三陸沖海溝寄りで起こったことは福島県沖海溝寄りでも起こると考えることは、防災における安全を考慮するのであれば当たり前、常識と言える発想だったのである。

千葉訴訟の東京高裁判決の認定

「このようなさまざまな意見が交わされる議論を経て、海溝型分科会では、最終的には、三陸沖で地震が起きる確率を示すことが重要であるなどの見解もあったことから、不確実であることは明記することなどとして、上記三つの地震を三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域で過去400年間に発生した津波地震として扱うこととされたものであり、このような形で公表すること自体への異論が示された形跡はない。」(判決128頁)

→判決は、推本策定時に、海溝型分科会において交わされた様々な議論についても詳細に認定しつつ、異論がありながら、これが多くの専門家によるコンセンサスでまとめられていった過程を、正確に認定している。

千葉訴訟の東京高裁判決の認定

「長期評価をとりまとめるに当たっては、海溝型分科会の委員が、それまでの科学的知見を整理しながら、どのように過去の地震を評価するかについての議論を重ね、科学的知見が熟していない点については、異論も示されるなどした中、最終的に、専門家集団である海溝型分科会としての意見として集約したので、あって、それは、長期評価部会及び地震調査委員会に諮られ、法に基づき設置された国の機関である地震本部の地震調査委員会として公表することとされたものである。」(判決129頁)

→長期評価は法に基づき設置された国の機関である地震本部の地震調査委員会として公表されたもの

千葉訴訟の東京高裁判決の認定

「とりまとめに向けた議論の過程で、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りという領域で過去に3回の津波地震が発生したと整理することについては、いくつかの異論が示されたのであるが、長期評価の策定から現在に至るまで、地震や津波の発生メカニズムの解明は未だ十分でなく、その進展の途上にあるのであって、そのような状況の下では、異論が示されることは不可避で、あり、また自然なことというべきであって、そのような異論がある中で、過去の知見が整理され取りまとめられたという点においては、その科学的信頼性が高められているともいうことができる。」(判決129～130頁)

→さまざまな異論の検討を経てまとめられた見解は、「科学的信頼性が高められているともいうことができる」

千葉訴訟の東京高裁判決の認定

「この結果、津波評価技術では、福島県沖(日本海溝寄り)においては、1938年の福島県東方沖地震のみが既往の地震であり、**福島県沖の日本海溝沿いでは津波地震が発生していないとし、福島県東方沖地震に基づくMw 7.9の断層モデルを基準断層モデルとして設定したが、福島県沖の日本海溝沿いの領域には、津波の波源が設定されなかった(別紙12「津波評価技術日本海溝沿い及び千島海溝沿いのプレート境界付近の断層モデル」参照)**(丙7・1-59頁, 丙112・2-29頁)。(判決78頁)

→この赤色部分の認定は、東電と国の主張にもとづく認定であるが、**前提を欠く議論**である。

土木学会では**福島沖で津波地震が起きるかどうかの検討**などはされていないのである。

千葉訴訟の東京高裁判決の認定

「規制機関である経済産業大臣は、相応の科学的信頼性を有する知見である津波評価技術については、原子炉の設置許可処分に先立つ審査の際に津波評価技術の考え方と同様の考え方をを用いて津波に対する安全性を確認するなどの方法でこの知見に依拠して規制権限行使の要件具備の判断をしていたのであるが、長期評価に示された見解については、上記のとおり、津波評価技術と少なくとも同等の科学的信頼性を有していたのであるから、それにもかかわらず、原子炉施設についての規制権限行使の要件の具備の判断においてこれを基礎としないとする事は、いかなる科学的知見を基礎とするかが規制機関の専門的判断に委ねられていることを考慮しても、著しく合理性を欠くというべきである。」(判決134～135ページ)

千葉訴訟の東京高裁判決の認定

「防潮堤等により福島第一原発の敷地内への津波の浸入を防ぐ措置に加え、タービン建屋の水密化及び重要機器室の水密化が、規制機関において、平成14年当時においても想定することができた措置であったと認められる。そして、平成20年推計の後に一審被告東電においてさまざまな対策を検討していることからみても、これらを組み合わせることによる効果を十分に検討し、具体的措置を実施すれば、平成20年推計による津波と同等の津波、すなわち福島第一原発の敷地南側にO.P.+15.7m程度の波高の津波が到来した場合においても、全電源喪失等の重大な事故を回避することは可能であったといえる。」。

第4 福島原発事故は事前の津波対策によって結果を回避することができた

水密化はごくありふれた技術

原子力工学, 危機管理学が専門の渡辺敦雄氏は, その意見書(甲370)において, 次のような例を挙げて示している。

- ① 東電を含む電力会社らが, 2007年(平成19年)頃, 中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」に対し, 「建物の防水構造化(防水壁, 建物基礎の嵩上げ, 防水(潮)扉等)」や「地下式変電所の水害対策設備」としての「出入口, 開口部の防水扉等」「防潮扉」「給排気口の防水壁」「ケーブル引出口 耐水壁・防水管」等を報告していること(同8頁, 資料⑥, ⑦)。
- ② 四国電力は, 平成18年までに, 橘湾発電所と阿南発電所において, 津波により1階面に設置されている補機・制御盤が水没すると想定されることから, 防潮扉の設置等により対応していたこと(同9頁, 資料⑨)。

水密化はごくありふれた技術

③「四国東南海・南海地震対策連絡調整会議」が平成19年3月に発行した一般啓発用のパンフレットにおいて、津波対策に関して「**電源設備の高所設置や開口部の浸水防水措置を万全に！**」「**電源設備の高所設置や開口部の浸水防止を万全にし、電源設備が水に浸からないようにすることが重要です**」「アンケート調査の結果では、多くの設備で高所設置や防水扉等の設置をしているようですが、まだまだ不足(不安)があるようです」等の記載があること(同10頁, 資料⑩)。

④建設省土木研究所が1981年(昭和56年)2月に発行した「建築物の耐水性に関する調査報告書(第2報)」において、名古屋市営地下鉄の駅出入口の**二重の鉄製防水扉**や、名古屋港湾部の倉庫の**海側搬入口における防潮扉**の各詳細図等が紹介されていること(同12~13頁, 資料⑭)。

水密化はごくありふれた技術

首藤氏は、刑事裁判において、指定弁護士の質問に対し、以下のように証言している。

「そうすると、例えば防潮堤、プラス、加えて、津波対策を講じるとしたら、こういった対策が考えられますか。

例えば、原発の入っている上屋を、水密性をよくするとか、それに何かぶつかっても壁は壊れませんよとか、それから、ここの冷却水が使えなくても、こっちがすぐ使えますとか、そういう余裕を持って作りましょうということです。

今回、3・11で残念ながら津波が福島第一原発の敷地に浸水して、こういった事故が起きたわけですが、この事故というのは防げた事故だとお考えですか、それとも、難しかったとお考えでしょうか。

やりようだと思います。」(乙B3の1・62頁)

東京地裁は現地進行協議を実施



第6-4 考えられる具体的な結果回避措置（水密化）

現地進行協議 (2021年10月29日東京地裁商事部)

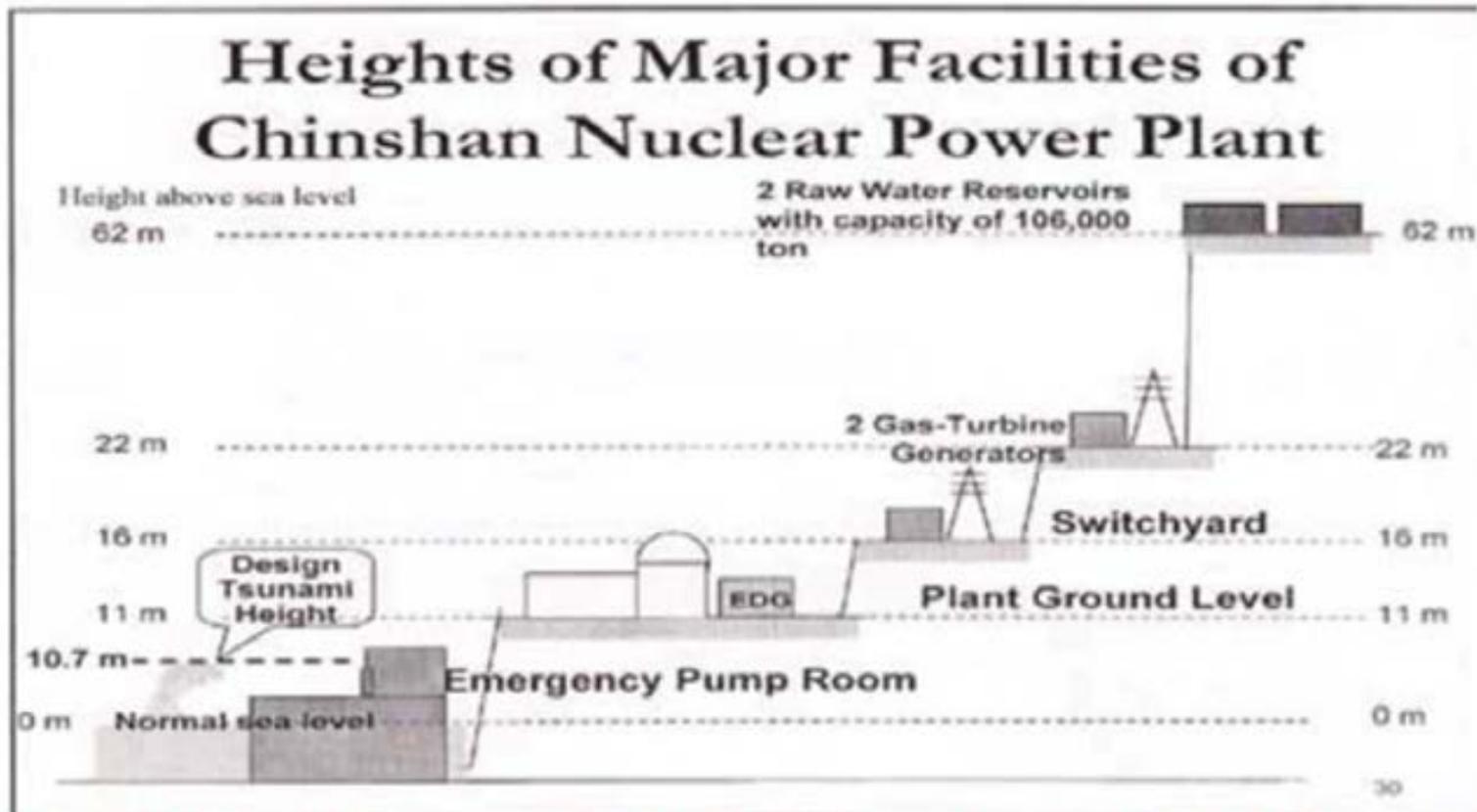
- ・裁判所は、福島原発現地に足を運び、原発そのものと敷地の実情をつぶさに見た。
- ・福島第一原発は、もともと約30メートルの高台の台地を20メートルも掘り込んで、すり鉢状の敷地に建設されており、津波に脆弱な敷地であることが立体的に確認できた。
- ・現場敷地内に防潮壁を建設することは十分可能であったこと、事故後の建屋や重要機器室の水密化の措置を確認し、事故前にもそのような措置は容易だったということもわかった(甲1091)。
- ・さらに、駅から原発敷地までの間、帰還困難区域の中をバスで移動し、広範な帰還困難区域の被害実情については、報告書で集中的に説明した。
- ・東電株主代表訴訟は7月13日判決が予定されている。

私たちは勝訴を確信している。

台湾の金山発電所の津波対策

台湾の金山発電所の津波対策

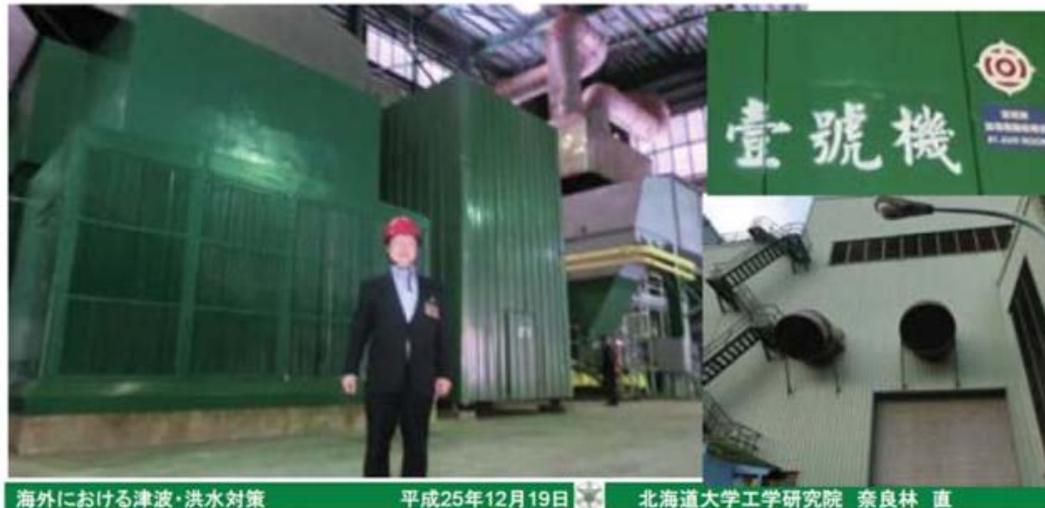
金山原子力発電所 (BWR、63万6千KWe x 2基、1978&1979年完成)



台湾の金山発電所の津波対策

台湾の金山発電所1,2号機の津波対策

海拔22mの高さに6万kWのガスタービン電源2基を1979年に設置完了(12万kWの緊急電源)



東電は「姉妹発電所交流」によって、福島第一原発と同じ型の原子炉を持ち、地震多発地帯に立地し、海洋に面している原子力発電所が、浸水を前提とした津波対策を行っていたことを文献資料上だけでなく技術者同士の交流によっても知ることができたし、「安全・安定運転」のために関連する情報及び資料の提供を受けることが可能であった。

第5 東電内部において、被告人らが、津波対策を講ずる契機はいくども存在した

今村氏は長期評価を考慮すべきと回答

2008年2月26日

高尾誠氏は、東北大学今村文彦教授を訪問し長期評価について意見を聞いた。

今村氏は、推本の議論には参加していないのでコメントできない、中防は結論を出していないとしつつ、「私は、福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮するべきであると考える。」と述べたことが高尾氏のメモに残されている(甲297の1(刑事第5回公判高尾誠証人尋問調書)59～62頁, (刑事甲A76・1頁), 甲475(刑事甲A80)・2, 4頁)。

2月16日の御前会議で津波の議論

「1F／2F津波水位に関する打ち合わせ」と題されたメール(甲297号証の4資料66(刑事甲A76))には、「現在, 土木Gにて津波高さの検討を進めており.結果がもうすぐ出るとの話

を聞いております。

また、先回の社長会議でも津波の対応について報告していま

す。

評価上、津波高さが大幅に上がることは避けられない状況であることから、その対策について具体的なエンジニアリングスケジュールを作成し土木、建築、機電を含めて今後の対応策について検討していく必要があります。

キックオフとして以下の日時にて打合せを実施したいと考えておりますのでご参集の程お願いいたします。」と記載されている。この「先回の社長会議」とは、**2月16日の御前会議**のことである。宛先には、土木と機器耐震の両グループのGMが含まれている。

3月20日の御前会議でQAの充実

山下調書(甲356(刑事甲B78))では次のように説明されている。

「津波について、御前会議でQAの充実をせよと指示がありました。」

「津波に関するQAの充実を図る必要があったのは、津波の評価水位が従前よりも上昇することが見込まれ、対策工事を実施する方針が決まっていたからでした。」

「評価水位が上昇し、対策工事を実施する方針となって、それを説明したときに、安全性が確保されていないとして問題視される危険が高いことから、それを回避する必要がある一方で、後日東電が津波に関して虚偽の説明をしていたとか、隠しごとをしていた、と批判されないようにする必要もあるので、QAの内容を練っておく必要がありました。」

6月10日の武藤との打合せ

酒井氏は、長期評価を取り込まざるを得ないことを主眼に説明しようと考えていた、津波対策工の検討に進んでいくシナリオで考えていたと証言している(甲298の1(刑事第8回公判酒井俊朗証人尋問調書)・59頁, 甲298の2(刑事第9回公判酒井俊朗証人尋問調書)・104頁)。

高尾氏は、武藤被告人への報告の目的について、「津波の計算結果、概略的ではありますが、検討してきた、防波堤や防潮堤、防潮壁等の検討結果について説明するとともに、必要な対策についての方針を説明して了解を得ること、これが会議の目的だと思っておりました。」と証言している(甲297の1(刑事第5回公判高尾誠証人尋問調書)・92頁)。

6月10日の武藤との打合せ

原子力・立地本部立地地域部に所属する**技術広報担当**の上津原勉部長も同席していた。

上津原氏がこの場に呼ばれたのは、**15.7メートルの津波に対する津波対策工事を実施することになれば、福島県をはじめとする地元住民や対外的な広報の問題が避けられないとの判断によるものであった**(甲298の1(刑事第8回公判酒井俊朗証人尋問調書)・68頁)。

上津原氏自身も自分が参加して理由については**自治体への説明のためであったと説明**している(甲296の1(刑事第2回公判上津原勉証人尋問調書)・69頁)。

また、同日の説明の場には、**機器耐震技術グループ、建築グループ、土木技術グループら津波対策を行う関連部署**の担当者らも同席していた。

→酒井氏は、吉田部長の指示のもと、**必要な津波対策工事を意識して、こうした部署にも同席を求めた**のである。

7月31日の武藤との打合せ

この会議に要した時間は、**わずか50分程度**であった(甲297の1・109頁)。

酒井氏と高尾氏らは、武藤被告人に対して、津波対策の検討状況報告、関係他社の状況の説明、今後とるべきアクションなど、6月10日に指示された宿題への回答を説明した。

武藤被告人は、**説明に対して質問をすることはなく**、終わり数分となったところで、酒井氏と高尾氏らに対して「**研究を実施する**」あるいは「**研究を実施しよう**」と述べた(甲297の1・110頁等)。

つまり、バックチェックには、推本の長期評価を取り入れないという指示である(甲299の1・79頁)。

これを聞いて、**高尾氏は、「予想していなかった結論」で「力が抜けた」**ために、残りの数分間どのような話をされたか覚えていないと証言している。

小括

ここに浮かび上がってくることは、津波対策は不可避なものであることが認識されながら、そのコストと停止リスクを恐れ、必要な対策をとることなく、問題を先送りにしてしまった被告人ら役員と原子力立地・本部の幹部たちの姿である。

原判決は、2月6日の御前会議での津波対策方針了解と対策コストと停止リスクを恐れて対策を延期したことは認めなかったが、指定弁護士が証拠をもって主張した基本的な事実関係はほぼ認めている。もっとも、少しずつ重要なことを認定事実から落とすという手の込んだ作業をしている。

事実を真正面からみれば、何が起きたかは明らかである。必要で不可避な対策をそれがわかりながら先延ばししたのである。

東海第二の安保氏の上司に当たる市村開発計画室長が、「こんな先延ばしでいいのか、なんでこんな判断をするんだ。」という言葉が、すべてを物語っているのではないか。

第6 津波対策先送り方針後の先送り方針 見直しの契機となり得た事実

方針見直しの契機

2008年(平成20年)11月13日の会議など

東電土木グループとしては、**貞観の津波についてもバックチェックに取り入れない**こととし、その検討を土木学会に委ねることとした(甲350 山下調書3-4頁)。

酒井俊朗氏は、2008年(平成20年)11月28日に東北電力関係者らに、下記記載のあるメールを送信した。

「さて、早速ですが、**戦術大変更**となります。」「これを受けた当社の対応としては、太平洋側津波のモデルについては、推本、福島県、茨城県、佐竹(貞観津波の論文のこと)等種々の考え方で独立に検討がなされている。**これらの津波については研究を行って標準モデル構築に努め、その後、バックチェックを行う。非常に苦しいところですが、現時点ではそんな作戦しか思いつかず、ということで。そのスタンスで、NISA(原子力安全・保安院)、専門家の了解を得る。**」(甲482・2丁)

方針見直しの契機

2008年12月8日

東京電力は、2008年(平成20年)12月8日、福島原発の耐震バックチェックの**最終報告を2009年(平成21年)6月から延期することを発表した。**

被告人らは、福島原発が津波対策が必要な状況にあり、対策を講じない限りバックチェックの完了ができないことを熟知しながら、このことが保安院によって察知されないようにするため、計算結果を保安院に提出せず、バックチェックの最終報告の時期を、業務多忙を理由に延々と引き延ばし続けた。

方針見直しの契機

2009年2月11日 御前会議

「・土木学会評価でかさ上げが必要となるのは、1F 5. 6のRHRSポンプのみであるが、土木学会評価手法の使い方を良く考えて説明しなければならない。もっと大きな14m程度の津波がくる可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるかそこから整理する必要がある。(吉田原子力設備管理部長)

・女川や東海はどうなっているのか。(武黒本部長)

・女川はもともと高い位置に設置されており、東海は改造を検討中である。浜岡は以前改造しており、当社と東海の問題になっている。(酒井土木調査GM)」

津波対策ができていない事実の露見をひた隠しにしていた

この時期の東京電力の対応をまとめると、

- ① 推本津波の津波高さの計算は、社外には、保安院、福島県を含め、絶対に漏らさないように管理する。
- ② 貞観の津波の問題が拡大し、津波対策ができていない事実が露見しないように、保安院と専門家対策を継続する。
- ③ 保安院で公に福島津波対策が議論される事態を遅らせるため、徹底的にバックチェックの最終報告を遅らせるというものであった。

このような方針は、津波対策ができていない事実を保安院や専門家、そして福島県などに知られないようにするための工作であった。

このような安全軽視のトップの経営方針が事故の結果を招いたのである。

第7 各被告人の無策を厳しく追及した東京 地裁8部の裁判官たち

被告人武藤栄

東電株主代表訴訟

「(推本がどういう検討メンバーになっているか)知らないけれども、それは知見ではなく意見だと思っておられたの。

いや、それは酒井さんたちに何か、こんなことがあったの
かって、**具体的なファクト**があったのかということを知りましたけど、**それはないんだということなんで**、それがないということであれば、それは評価だろうという風に思ったということですよ。

ファクトがないのにそんなことをいきなり国の機関が言い出した、国の検討体が言い出したというのは、じゃ何でなんだと普通だったら、私があなただったら思うんだと思うんだけど、そこは聞かなかったですか。

ですから、なぜ言ったんですかと訊いたわけですよ。で、**良く分かりませんというのが彼(注:酒井)の答えだった。**

被告人武藤栄

東電株主代表訴訟

あなたから聞く酒井さんの話によると何か推本がバカみたいじゃないですか。だって根拠が分かんないのに何かとんでもないことを言い出して、それが国中の防災の計画の言ってみれば元になる話ですよ、位置づけからしたら。それが何だか訳分かんない根拠、聞いても良く分かりませんと言って新しいデータも出てこない。だとすると、何かよっぽど変なのか、それとも自分たちが理解できないことがあるのか、少なくとも自分たちが何か理解できないからではないということを確認するために、そこ(注:推本)に聞くプロセスがあっても良さそうに思ったんですけどね。そこはそういうふうにはならずいきなりこう専門家の土木学会にそのままぼんと、それもう組織として検討しろということだから、・・・それって、むしろ逆にいうと(推本の長期評価の根拠を)理解してるからこそ、そういう検討(注:推本に聞かずに土木学会に検討させること)になるような気もするんですよ。

被告人武藤栄

東電刑事裁判

証人は、主にどういう観点で話をしたんですか。

(証人酒井)私は、やはりバックチェックを土木調査でマネージというか、やっていく上で、この地震本部の話を無視して進めることはできませんというのを主眼に説明をしていました。

武藤さんのこの日の様子、これは、どういうものでしたか。

まずは、やはり、これは武藤さんだけではないんですけども、機器耐震や建築、引っくるめて、以前、5.7メートルと言っている津波水位に対して15.7というのは、非常に、つまり、何が変わってこうなるんだというところで、びっくりされているような感じが全体に皆さんにありました。その上津原さんとかも引っくるめて。

被告人武藤栄

東電刑事裁判

武藤さんからは熱心に質問をしている、そういう状況もあったんでしょうか。

(酒井)はい、**そもそも土木学会の津波の波源の考え方はどうい**
うことで、地震本部は何が違っていて、それで、地震本部の根拠が
何でとか、それから、私たちが、僕らがやった計算のモデルの信頼
性とか、それは信頼性は余りありませんという話をしているんです
けど、信頼性とか、それから、確率論的な評価、さっきのハザード
カーブはどうやって作るのかとか、そういう、一つ一つ、かなり技
術的なやり取りがありました。



武藤は、長期評価の信頼性を否定できないと理解しているから
こそ、推本に根拠を確認するというプロセスを経ずに、土木学会に
検討させたと考えるのが合理的である。

被告人武黒一郎

東電株主代表訴訟

「万が一にも事故というのは起こらないようにしなければならないというのは、総論としてはもちろん前提としてはあると、こういうことなんですね。

(うなずく)

長期評価の根拠が不確かだってことは仮にそうだととして、試算によると15メートルというのが出てしまっていて、それ敷地の高さより、10メートル盤より高いわけですね。そうすると、もしこれが起きちゃったら、全電源喪失になるかどうかはともかくとしても、相当危険なリスクがある状態になるということは、…あなたとしては分かっていたわけですね。

その前提がそういうことであればですね、はい。

で、前提がそうであるかどうかも含めて、土木学会に検討してもらおうと思ったわけですね。

そうです。そこしっかりしたいと。」

被告人武黒一郎

東電株主代表訴訟

あそこについては、土木学会は波源を想定してないわけですよね。

はい。

それで計算してるわけですよね。

はい、ほかのところに波源を(置いて)計算してる。

で、今回の問題は、そこで地震が起きるかもしれないってことを推本が言ってるわけですよね。

はい。

だから、そこに波源がなければもちろんそれは裕度があるんですが、波源があった場合にどうなるかって、そこについての裕度があるかは土木学会の手法では、そもそも考慮してないわけでしょう。

はい。

だからこそ問題で、だからこそ土木学会で検討した結果、結構大きな対応をしなければならないかもしれないって話が、武藤さんから報告があるわけでしょう。

はい。

被告人武黒一郎

東電株主代表訴訟

私さっきから聞いているのはその話じゃなくて、その波源の話。そこに設定、想定するかどうかの話を聞いてて、そこに想定しないもので今まで対応してきたと。で、そこにあり得るかもしれないということが推本で言われた。で、それについて検討するのに年オーダーかかる。だけどその間にそこでもし起きちゃったらどうしようかねと。その間のことについては、あなたの話によると安全性の積み増しなのかどうかは別にして、何らか考えなくても、それは考えなくてもいいと思ったんですか。

そういう試算そのものが、今おっしゃったようなことをその何か、あそこに空白域に考えなければいけないということを意味するのではなくて、逆に考えるということ前提にして計算したものですから、起きるか、あの領域にその波源を想定する必要があるのかどうか、それからその波源モデルがどうなのかと、この2つがはっきりしないと、結局それをどうということが起きるのだということが理解できる、確認できないということになると思っておりました。」

被告人武黒一郎

東電刑事裁判

吉田さんのお話では、土木学会に検討を委ねるということで、その土木学会の検討というのは、いつから始まって、どのぐらい掛かるんだということはお聞きになりましたか。

吉田からは、**年オーダー**という話があったと記憶しています。その年オーダーという話をお聞きになって、武黒さんはどのようにお感じになりましたか。

ちょっと、検討、**長いな**という気もしましたがけれども、やはりさっき申し上げましたように、私の受け止めとしては、無から有を生じるような検討になるので、なかなか難しい検討だから、これは、土木学会に任せる以上は、その点については、こちらからどうこう言える話ではないと思いました。

遅過ぎるというふうには感じられなかったんですか。

ちょっと長いなというふうには感じましたが、遅過ぎるというふうには思いません。

被告人武黒一郎

時間が掛かり過ぎるというふうに思ったんですね。

いや、時間が掛かり過ぎるというような、そういう意味での価値判断はしておりません。プロセスとして。

これも検察庁でのお話として記録されているんですが、少し時間が掛かり過ぎるとは思いましたということが武黒さんの検察官調書には記載されているんですが、そのようなお話もされたことはありますね。

時間が掛かるなということは申し上げたと思っております。

↓

つまり、津波対策の開始が数年単位で遅れることについて「時間がかかりすぎる」と感じたこと、すなわち、その対策が実行されるまでの間における原発の安全性に危惧感を持っていたことが吐露されている。

被告人勝俣恒久

東電株主代表訴訟

裁判官から、「もう一度お尋ねしますが、14メートル程度の津波が来るといふ予測が仮に根拠があつて、正しいものであつたとするならば、その時点でもう危険な状態になつてゐるんじゃないかと思ひますけれども、今後、その根拠等をまとめて説明するという時間、その後で説明するというふうになつてしまふわけですが、その時間が、それが危険なんじゃないかという疑問は、抱かなかつたと。」と問われ

勝俣は、「**全然その当時、抱きませんでした。**」と述べた(第61回(勝俣)34頁)。

↓

つまり、**14メートル程度の津波の可能性を聞いて危険ではないか**と考えることができなかつたと、自らの落ち度を認めたのである。

被告人勝俣恒久

東電株主代表訴訟

裁判官が、「そうすると、14メートル程度の津波というものの懐疑的だったということについても、吉田さんがその時なぜそういうことを何を基にそういうことを言っているのかということを確認しないと、いずれか分からないということにはなりませんか。」と問い詰めたところ、

とうとう勝俣は「**そうですよ。**」(第61回(勝俣)36頁)。



吉田発言の根拠を確認しなければ原子力本部に任せても良いのか否かの判断ができないことを認めた。

被告人勝俣恒久

東電刑事裁判

指定弁護士

「・・・それを受けて吉田さんが、土木学会評価でかさ上げが必要となるのは、1F5, 6のRHRSポンプのみであるが、土木学会評価手法の使い方を良く考えて説明しなければならない。

もっと大きな14m程度の津波がくる可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるか、そこから整理する必要がある、という説明をされたのですけれども、これがどのような意味であるかということは、勝俣さんはそのときお分かりになりましたね。

勝俣被告人

「どのような意味であるかということは、そのまま取って、14m程度の津波がくる可能性があるという人もいてということで、まあ、とにかく、多少懐疑的、半信半疑というようなムードはありましたけれども、そういう人がいるんだなという理解であります。」

第8 独立した司法の誇りにかけて、歴史に残る判決を

結 語

本件裁判が対象としているのは、近代日本が遭遇した、最大かつ最重要の産業事故・公害事故である。

前述したように、まもなく最高裁は本件について国の国家賠償責任に関する極めて重要な判断を示すであろう。

裁判所は、刑事証拠法則に逃げ込み、自ら指定弁護士の証拠申請を無視して、見ようとしなかった証拠関係に何が語られているのかを知るべきである。東京地裁8部の裁判官が持っていた真実解明のための真摯な姿勢を学ぶべきである。

そして、本件ですでに取り調べられた証拠だけからも、被告人有罪の結論は優に導くことが可能であると確信する。本件の発端となった刑事告訴代理人、ひとたびは不起訴とされた事件の強制起訴をもたらした検察審査会申立の代理人という法律家の立場から、貴裁判所に対して独立した司法の誇りにかけて、歴史の批判に耐える判決を期待して、この意見書を結ぶこととする。